

共同募金配分金 助成金交付基準

【助成金額】

助成金額は以下とする。

- (1) 地区社会福祉協議会が行う福祉推進事業

助成金額 10万円以内

- (2) 自治会、福祉団体やボランティア団体等が行う福祉推進事業

助成金額 総事業費の2分の1（千円未満切捨） 10万円以内

- (3) その他本会が特に福祉効果が高いと認めた福祉推進事業

助成金額 20万円以内

【事業の区分】

福祉推進事業とは以下のものとする。

事業区分1：基盤整備活動

「地域を知り、住民参加を図る」活動

福祉課題のある人の状況等を把握し、計画・実践していくための基礎づくりの活動や、地域福祉の推進を図るために、より多くの地域住民が福祉にかかわるようにするための活動

A 福祉マップの作成・更新

支援を要する方や地域内の福祉関係施設・機関等の地図の作成。

B “わたしたちの周りの福祉問題を考える会”の実施

各町全体または各区ブロック毎で、地域の福祉問題等を話し合う。

当事者（一人暮らし高齢者、要介護者の家族、障がい児の家族、障がい者、子育て家族、ひきこもり、虐待等）毎に懇談会の実施。

C アンケートの実施などによる活動調査

当事者（一人暮らし高齢者、要介護者の家族、障がい児の家族、障がい者、子育て家族、ひきこもり、虐待等）の生活課題アンケート等により把握する。

D 新たな担い手（ボランティア）の養成・組織化

福祉やボランティア活動に興味・関心のある地域住民を募り、ボランティア入門講座の実施や組織化をおこなう。

事業区分2：地域の強化活動

①「学びあう」活動

地域福祉活動の推進や発展のために、役員やボランティア、地域住民を対象に研修や体験事業をおこなう活動

A 地域福祉、福祉課題別の理解促進のための研修

役員やボランティア、地域住民等を対象に地域福祉や高齢や障害、子育て等に関する研修会を実施する。

B 介護教室や手話教室、車いす講習等の実技講習

役員やボランティア、地域住民等を対象に当事者への理解を深めるための実技講習を実施する。

C まちづくり点検調査などの体験学習

役員やボランティア等が様々な体験グッズ等を用いて、地域内を廻ることにより高齢や障害についての理解を深めるとともに、結果を地域住民に発信する。

D 子どもたちと地域をつなぐ福祉教育

地域のサロンに、子ども達が出向き高齢者や障がい者との交流活動や、学校の空き教室を活用した出前カフェの実施、また、地域の福祉マップづくりを作成することにより自分のまちを知り、理解するきっかけとなるようにする。

②「ふれあう」活動

当事者同士、あるいは当事者とボランティア・地域住民の交流を通して、地域の中でのふれあいを促進する活動

A 当事者の交流活動

一人暮らし高齢者、要介護者の家族、障がい児の家族、障がい者、子育て家族、ひきこもり、虐待等、当事者同士の交流を図る。

B 当事者の地域行事参加

高齢者や障がいのある人等が地域行事に気軽に参加できるように、呼びかけや行事内容を工夫する。

C 福祉施設との交流活動

地域にある福祉施設との交流を深め、施設行事等への協力をおこなったり、地域活動の充実を図っていくために連携・協働をすすめる。

③「支えあう」活動

支援を要する住民に対して、地域の支えあいの一環として、可能な範囲で生活支援をおこなうとともに、地域の課題を認識・共有していく活動。

A 見守り訪問活動

一人暮らし高齢者、要介護者の家族、障がい児の家族、障がい者、子育て家族、ひきこもり、虐待等を定期的に訪問し見守るとともに、相談を受けたり必要に応じて関係機関へつなぐ活動。

B 居場所づくり活動

小地域で行う高齢者、子育て等のサロン活動。また、サロン活動リーダー・スタッフとして市内各地で支援する活動。

【対象とする事業費目】

※いずれの費目も全て領収書が必要となります。

費 目	内 容
謝礼金	研修会、講習会等の講師謝礼
使用料	会議室等の使用料、借上料
広報費	行事等のポスター印刷代、活動記録のための写真印刷代
材料費	料理講座等の調理にかかる材料費、茶菓程度の飲食代
保険料	会員等の保険代、事業保険代
入場料	施設見学等の入場料、拝観料
事務用品費	活動にかかる事務用品代、消耗品代
行事用品費	行事に必要な用品
備品費	行事用品代、事務用用品代
※その他、本会が特に必要と認める費目	

【対象としない事業費目】

費 目	内 容
飲食費	会議、交流会等でのお弁当等の飲食代またはそれに類するもの
旅費	高額な交通費、単なる旅行費等
人件費	報酬、時給、日当等に類するもの
修繕費	建物の増改築や補修、整備に関するもの
備品費	高額・高性能なOA機器や作業機械、その他の備品等